

第2章 学校における食育推進のための基本方針

1 食育の基本理念

横浜市では、平成15年11月に「横浜市望ましい学校給食のあり方検討委員会」を設置し、食に関する指導の基本的な考え方等を検討してきました。その報告書の中では、「食教育」について次のように定義しています。

「食教育」を

(食)：食の知識、食体験、望ましい食習慣、食の楽しさ、食事のマナーなどを

(教)：学校活動を通じて指導し、

(育)：子どもたちの健康な育ちを支援すること

と整理した上で、横浜市における食教育の目標を以下のように設定しました。

- ◆学校での活動を通じて、食の大切さを知り、食の自己管理ができる子どもを育てます。また、子ども一人ひとりに必要な支援を行います。
- ◆子どもを通じて、あるいは直接働きかけて、豊かな食体験を提供できるよう家庭・地域との連携を図ります。

第1章でも示したように、この報告書から時は流れ、平成17年の食育基本法施行をはじめ、「食育」に関する国や自治体の施策も年々進んできました。本市教育委員会では、これらに先駆け、いずれ食育推進計画を作成するであろう自治体との関連も踏まえながら、「学校における食に関する指導（教育）」を「食教育」と呼んできました。しかし、平成20年に告示された学習指導要領に「食育」という言葉が明記され、また平成22年9月には横浜市の施策として、「横浜市食育推進計画」が策定されました。これを受け、「食教育」も横浜市の推進する食育と目的を分かちあうものでないことから、「学校における食育」という学習指導要領に準じた呼び方にしたいと考えました。したがって本計画では、「食教育」の考え方を生かして、今後の「学校における食育」を推進していきます。



2 食育の目標

これまで推進されてきた「食育の基本理念」を受け、横浜市教育振興基本計画に示されている“横浜の子ども”の姿の具現化を図ります。そのため、重点施策の一つである「健やかな体の育成」に焦点を当て、「食育の推進などによる健康な体づくり」を具現化するために、平成22年3月に改訂された「食に関する指導の手引き―第一次改訂版―」（文部科学省）を受け、次の目標を継続し、各学校に周知徹底します。

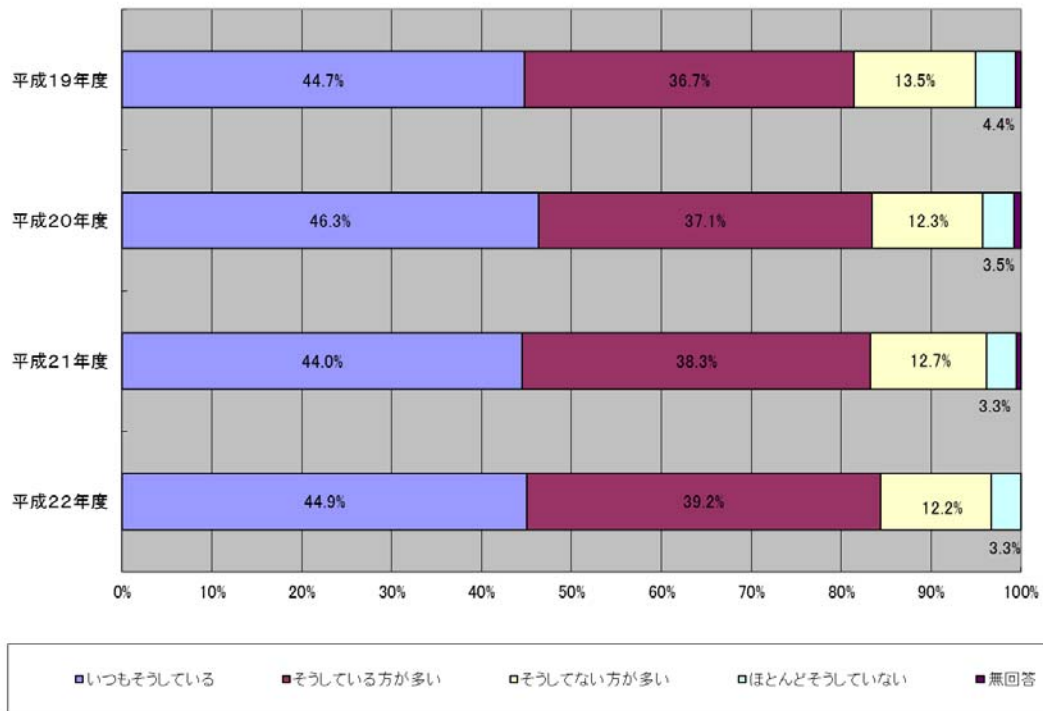
- (1) 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。〈食の重要性〉
- (2) 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。〈心身の健康〉
- (3) 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。〈食品を選択する能力〉
- (4) 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
〈感謝の心〉
- (5) 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。〈社会性〉
- (6) 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。
〈食文化〉

3 目標達成状況を評価するための指標

- (1) 食に関心をもち、進んで実践している児童生徒の割合
平成27年度までに小学校90%、中学校は80%にします。
※実態調査の結果から設定（平成21年度は、小学校で83%、中学校で72%）
- (2) 学校給食における地場産物の使用率
平成27年度までに20%にします。（平成21年度 15.3%）
- (3) 朝食を欠食している児童生徒の割合
朝食の欠食率（習慣的に食べていない子の割合）を、平成27年度までに、3%未満にします。（平成21年度 小・中学校計5.3%）
- (4) 食育推進校の設置
平成27年度までに18校を指定し、各校の取組を順次紹介していきます。

※食育の目標の6観点について、それぞれ①関心・意欲、知識・理解に関する項目と②態度に関する項目を設定し、合計12の項目でアンケート調査を実施しています。その12項目の中で「概ね到達」（いつも～している、～している方が多い等）している児童生徒の割合の平均値を「食に関心をもち、進んで実践している児童生徒の割合」として設定しました。

食育目標に対する調査(小5)平均値



食育目標に対する調査(中2)平均値

